

## 放課後子どもひろばこしごえ外7施設の指定管理者募集に係る質問回答書

	質 問	回 答										
1	今年度の各子どもひろばの利用人数をご教示ください。	<p>令和6年4月における各子どもひろばの平均利用人数（土曜日含む）は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">平均利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こしごえ</td> <td style="text-align: right;">18人</td> </tr> <tr> <td>にしかまくら</td> <td style="text-align: right;">34人</td> </tr> <tr> <td>やまさき</td> <td style="text-align: right;">37人</td> </tr> <tr> <td>いまいずみ</td> <td style="text-align: right;">32人</td> </tr> </tbody> </table>		平均利用人数	こしごえ	18人	にしかまくら	34人	やまさき	37人	いまいずみ	32人
	平均利用人数											
こしごえ	18人											
にしかまくら	34人											
やまさき	37人											
いまいずみ	32人											
2	4施設でコーディネーターは何名在籍されていますか。	<p>令和6年4月1日時点の各放課後かまくらっ子を担当しているコーディネーターは、こしごえ、にしかまくら、いまいずみとして1名、やまさきとして3名（3名とも他施設を兼務）です。</p> <p>コーディネーターは、職務の内容から地域の方を選出することが望ましいですが、こしごえ、にしかまくら、いまいずみの3施設については、現在、青少年課採用の推進事務員が業務を行っています。指定管理者への移籍については、ご本人の意思が尊重されることが望ましいと考えています。なお、コーディネーターの人件費は仕様書で定めていますが、選出する人数や勤務体制等は、指定管理者とコーディネーター間での協議の上、決定することになります。</p>										
3	統括責任者・統括支援員の毎月の労働時間数に決まりはないでしょうか。	<p>常勤職員として、運営規程どおりに開所した場合の1週間の総開所時間数（40時間を超える場合は40時間を上限とする）の8割以上を育成支援の業務に従事することとしています。「指定管理業務仕様書」8職員等を参照ください。</p>										
4	各施設の職員数をご教示ください。	<p>令和6年4月1日時点の各放課後かまくらっ子の各職員（統括責任者、統括支援員、支援員、補助員）の人数は、次のとおりです。</p>										

			統括責任者	統括支援員	支援員	補助員	計
		こしごえ	1人	2人	3人	10人	16人
		にしかまくら	1人	2人	7人	7人	17人
		やまさき	1人	2人	5人	10人	18人
		いまいずみ	1人	2人	7人	6人	16人
5	今年度の各施設で減免者数と兄弟児枠に何人いたかご教示ください。	令和6年度（4月～9月まで）における各放課後かまくらっ子の減免者数と兄弟児枠の人数は、次のとおりです。					
			減免対象者数		同一世帯で複数入所の組数		
		こしごえ	8人		10組		
		にしかまくら	13人		6組		
		やまさき	2人		4組		
		いまいずみ	2人		3組		
6	常勤職員の金額について、法定福利費は別途見込んで試算して良いでしょうか。	常勤職員の金額は、「指定管理業務仕様書」に示す基準とは別に法定福利費を見込んでください。					
7	【光熱水費について】各かまくらっ子における過去3年分の光熱水費の実績をご教示ください。	過去3年間における光熱水費の実績は、次のとおりです。					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
		こしごえ	906,932円	1,032,617円	823,233円		
		にしかまくら	935,997円	924,109円	829,168円		
		やまさき	948,155円	1,081,423円	853,889円		
		いまいずみ	597,173円	661,522円	584,128円		
8	【ゴミ処理について】各かまくらっ子における廃棄物処理方法をご教示ください。（学校と一緒に捨てている、事業系ごみとして学校とは別で捨てている）	各放課後かまくらっ子における廃棄物処理は各施設にて処理をしています。学校とは別に処理しています。					

9	【ゴミ処理について】事業系ごみで処理している場合は過去の実績をご教示ください。	令和5年度における各放課後かまくらっ子にて発生した事業系ごみの処理費用は、659,250円です。	
10	【長期休暇中の昼食提供について】各かまくらっ子において長期休暇中の昼食提供利用実績をご教示ください。	令和6年度の夏季休暇における各放課後かまくらっ子にて昼食を提供した1日当たりの平均提供数は、次のとおりです。	
			1日の平均注文数(7/22~8/30、土曜含む)
		こしごえ	12個
		にしかまくら	9個
		やまさき いまいずみ	8個 4個
11	【加配職員について】特に支援や配慮が必要な児童に対しては、職員の加配等を行う等してその対応に努めるものとしますと記載がありますがこの場合かかる費用は市と事業者どちらになりますでしょうか。	加配職員については、指定管理料の総額に含みます。	
12	【機械警備について】各かまくらっ子における機械警備の内訳をご教示ください。	指定管理料の公表については、機械警備等の内訳は公表しておらず、放課後子どもひろばこしごえ外7施設の総額のみとなります。	
13	【収支予算書について】各かまくらっ子における、R2~R6年度分の収支予算書内訳をご教示ください。	当市ホームページの「放課後かまくらっ子(指定管理施設)の事業評価について( <a href="https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyo/siteikanri.html">https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/seisyo/siteikanri.html</a> )」を参照ください。令和6年度分については、年度途中であるためお答えできかねます。	
14	【放課後子どもひろばの状況について】各かまくらっ子における、令和5年度の登録者数及び1日の平均利用者数をご教示ください。	令和5年度における各子どもひろばの登録者数、1日の平均利用者数は、次のとおりです。	
			登録者数 平均利用者数(土曜日含む)
		こしごえ	94人
にしかまくら	201人	26人	

		やまさき	182人	25人		
		いまいずみ	159人	20人		
15	【選定について】 今回の公募は 4 施設まとめた申請と考えて良いか？施設ごとに申請となるのか。	放課後子どもひろばこしごえ外7施設まとめた申請です。				
16	【選定について】 選定が決定し管理法人が変更になった場合、責任者・リーダーは継続勤務を希望しているか。あるいは、継続勤務が可能か。	市としては継続希望の希望については、関知しておりません。そのため、継続勤務が可能かは現在の統括責任者等と個別に交渉ください。				
17	【収支について】 指定管理料書式の総額表において、施設別の管理料総額表があれば開示してほしい。 (仕様書では、4施設合計と思われるものが提示)	指定管理料の公表については、放課後子どもひろばこしごえ外7施設の総額のみとなります。				
18	【現場の事について】 各施設別のスタッフ人数と1日当たりのアフタースクール・学童保育時の平均配置人数を知りたい。(平日・土曜日・学校休業日)	各放課後かまくらっ子の各職員の人数は、Q4の回答を参照ください。平均配置人数については指定管理者の企業経営にかかわる事項となるためお答えできかねます。「鎌倉市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例」第10条2項、「放課後かまくらっ子実施要項」別表(第8条)に記載した職員数を配置してください。				
19	【現場の事について】 各施設別の登録児童数及び利用児童数、また延長・早朝の各施設1日あたり平均利用児童数を知りたい。(平日・土曜日・学校休業日)	令和5年度における各放課後かまくらっ子の登録児童数及び1日当たりの平均利用者数は、次のとおりです。				
			登録児童数	平均(平日)	平均(土曜日)	平均(学校休業日)
		こしごえ	163人	45人	5人	36人
		にしかまくら	280人	43人	2人	31人
		やまさき	257人	50人	3人	36人
	いまいずみ	215人	30人	2人	22人	

		令和5年度における各放課後かまくらっ子の早朝・延長利用における平均児童数は、次のとおりです。		
			早朝（土曜日、学校休校日）	延長（平日、学校休校日）
		こしごえ	2人	3人
		にしかまくら	2人	3人
		やまさき	1人	3人
		いまいずみ	1人	2人
20	【現場の事について】1年間を通して、地域や保護者、学校・区役所などの各連携機関として委員会議(運営協議会または評議会)のようなものはあるか。父母会はすべての施設にそれぞれあるか。	各放課後かまくらっ子ごとに学校関係者、家庭、地域及び関係機関等を構成員とする運営協議会を設置し、半期に1回開催しております。父母会は施設によって異なります。		
21	【現場の事について】各施設の中で、地域や学校の行事などに施設として参加する内容はありますか。	市として特定の行事への参加については定めておりませんが、基本理念に基づき各放課後かまくらっ子の判断により参加している事例もございます。		
22	【現場の事について】弊社の持つプログラム内容を各施設に導入しても良いか。また、かまくらっ子施設合同イベントやスタッフ合同会議等は現在実施しているか。していなかった場合、今後実施は可能か。	御社独自のプログラムを実施していただくことは可能です。また、合同イベント、合同会議も実施している事例がございます。		
23	【コーディネーターについて】勤務時間の設定、自己申告制か？あるいは、現場スタッフが兼務することはできないのか。	市として勤務時間の設定は定めていません。指定管理者とコーディネーター間での協議の上、決定することになります。コーディネーターは支援員を兼務することが可能です。但し、コーディネーター業務を行う日に支援員として勤務することはできません。なお、統括責任者とリーダーは専任です。		
24	【コーディネーターについて】管理法人変更となった場合、現コーディネーターを引き続き継続雇用させていただくこ	継続雇用については、ご本人の意思が尊重されることが望ましいと考えています。指定管理者とコーディネーター間で調整ください。		

	とは可能か。	
25	【コーディネーターについて】法人変更で不在となった場合、鎌倉市様よりご紹介頂くことは可能か。	不在とならないように配置してください。コーディネーターを市から紹介することは出来かねます。